

地方公共団体における 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 に定める措置の状況の概要

令和8年1月

中小企業庁

地方公共団体の措置状況の概要

1. 目的・対象

- 官公需法に基づき、毎年度、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定し、地方公共団体は、国等に準じて措置を講ずることとされている。
- 地方公共団体328機関（都道府県（47）、人口10万人以上の市（258）及び東京都特別区（23））に対して、令和6年度の官公需契約に関する自機関の取組状況について、中小企業庁に通知。中小企業庁は、その状況について取りまとめ、公表している。

2. 結果のポイント

（1）全体的な傾向

- 最低制限価格制度や低入札価格調査制度の活用は拡大。その他の措置の実施状況は緩やかに改善しているが、官公需における価格転嫁・取引適正化を徹底する観点からは、一層の加速が不可欠。

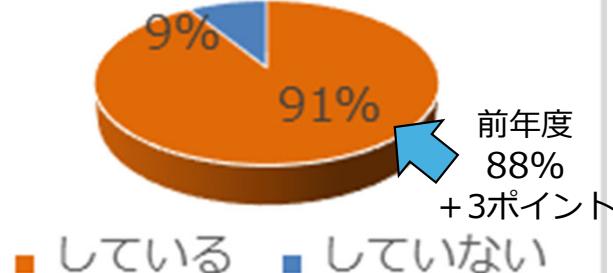
（2）価格転嫁に関する主な個別項目の調査結果（実施率、前年度比）

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
 - 工事契約にスライド条項を運用（91%、+3ポイント）、役務契約に申出があった場合に協議に応じる条項を導入（30%、+4ポイント）
- ダンピング防止推進の周知、適切な予定価格の策定等
 - 最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用（91%、+13ポイント）、物価上昇を踏まえた予定価格を作成（88%、+1ポイント）
- 最低賃金の改定に伴う契約金額の見直し
 - あらかじめ予算を確保して契約時点で反映している（29%、+3ポイント）
- 知的財産権の取り扱いの明記
 - 書面で著作権の利用範囲を明確化している（49%、+1ポイント）、コンテンツ版バイドール契約がある（3%、横ばい）

1. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応（項目13）

- 公共工事におけるスライド条項を運用している機関は約9割であった。
- 役務契約における契約金額の変更の申出があった場合に協議に応じる条項を導入している機関は約3割であった。

公共工事においてスライド条項を運用しているか？



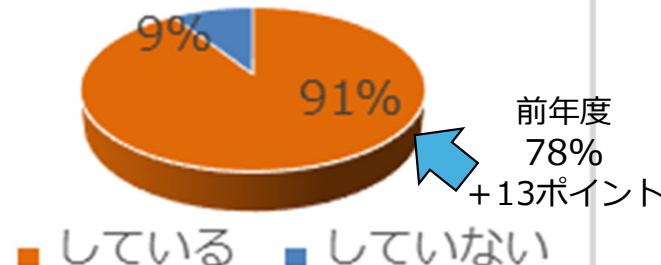
役務等契約において契約金額の変更の申出があった場合に協議に応じる条項があるか？



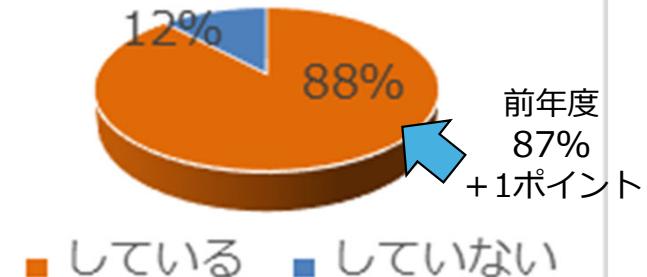
2. ダンピング防止推進の周知、適切な予定価格の策定等（項目10）

- 入札において最低制限価格制度または低入札価格調査制度を活用する機関は約9割であった。
- 実勢価格を踏まえた予定価格を作成している機関は約9割であった。

最低制限価格制度等を活用しているか？



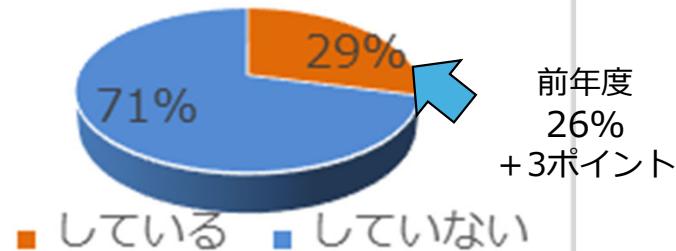
発注時に実勢価格を踏まえた予定価格を作成しているか？



3. 最低賃金の改定に伴う契約金額の見直し（項目12）

- 最低賃金の改定に備えてあらかじめ予算を確保して契約時点で反映している機関は約3割であった。

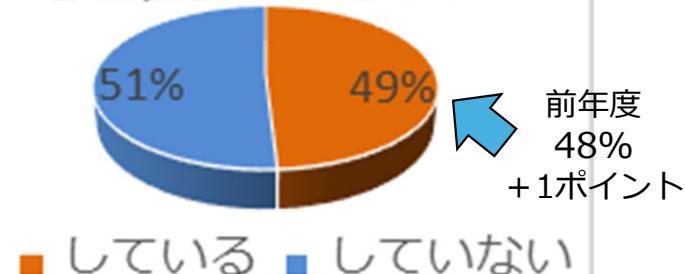
あらかじめ予算を確保し最
低賃金を反映しているか？



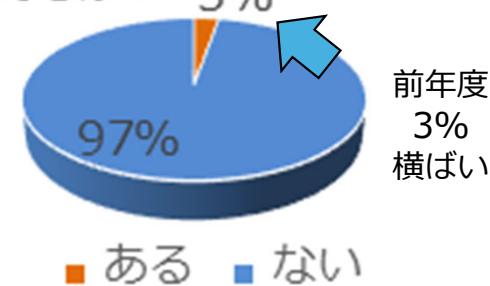
4. 知的財産権の取り扱いの明記（項目7）

- 書面で著作権の利用範囲を明確化している機関は約5割であった。
- コンテンツ版バイドール契約がある機関は1割未満であった。

書面で著作権の利用範囲
を明確化しているか？

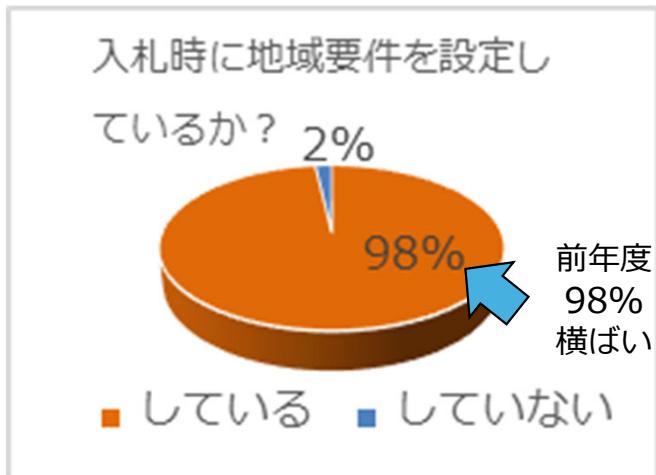


コンテンツ版バイドール契約
があるか？ 3%



5. 地域要件の設定（項目5-2）

- 入札時に地域要件を設定している機関は約10割であった。



6. 国等の契約の基本方針等の周知の状況について（項目16）

- 幹部、調達・契約担当課室に基本方針を周知している機関は約2割、約9割であった。

